

高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金交付要綱（取扱内規）

令和6年4月3日

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の商業振興及び地域経済の活性化の促進並びに本市が抱える課題解決に資する特定の業種に係る事業等を実施する市内進出事業者に対し、予算の範囲内で高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内進出事業者 市内に進出して事業を営もうとする市外の法人又は個人をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 高梁市立地適正化計画において、都市機能誘導区域として設定されている区域をいう。
- (3) 大型商業施設 店舗面積が1,000平方メートル以上のものであって、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の届出が必要となる施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内進出事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の市税を完納している者であること。
- (2) 許認可等を要する業種にあっては、既に当該許認可等を受けているもの又は当該許認可等を受けることが確実と認められるものであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。
- (4) 次条に規定する補助金の対象となる事業において、国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、又は受けていないこと。
- (5) その他市長が適切でない判断する事業を実施しようとする者であるとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる特定の業種に係る事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の商業振興及び地域経済の活性化を促進し、こどもまんなか（ベビーファースト運動）の推進又は本市が抱える課題の解決に資する事業として市長が認めたものであること。

(2) 原則として都市機能誘導区域又は大型商業施設へ出店する店舗であること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守する事業であること。

（補助対象経費、補助率等）

第5条 補助対象経費、補助率及び交付限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に該当しない業種とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、同表に定める交付限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を申請しようとする市内進出事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（交付申請）

第8条 申請者は、事業を開始する前に高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書等

(4) 申請者が法人の場合は、定款

(5) 図面、現況写真等

(6) 本市の市税の未納がないことを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を

達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該決定に係る補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第5号）に変更等の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減であって、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく補助対象事業の目的の達成をより効率的に実施するための変更にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するとともに、高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金変更交付（取消）決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) 図面、実績写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、当該交付決定者に高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(請求及び支払)

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、請求書により市長に対して補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

る。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の確定通知の日（以下「補助金確定日」という。）から起算して3年以内に許可なく補助対象事業を休止又は廃止したとき。
- (2) 補助金確定日から起算して3年以内に店舗を市外に移転又は譲渡したとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して3年を経過する日前に、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

補助対象経費	補助率	交付限度額
(1) 店舗を改修する場合 店舗を改修する経費及び備品購入費（対象経費が50万円以上であること。）	補助対象経費の1/2以内	300万円
(2) 店舗を新築する場合 店舗等を建設する経費、用地購入費及び備品購入費（対象経費が50万円以上であること。）	補助対象経費の1/2以内	300万円

別表第2（第5条関係）

補助対象事業に該当しない業種（日本標準産業分類等に準拠）

1	農業、林業及び漁業
2	金融・保険業
3	医療及び福祉
4	宗教、政治及び文化団体
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業（市長が特に必要と認める風俗営業は除く。）
6	風営法第2条第1項第4号に規定する風俗営業
7	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業